

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～石綿含有物の不適切な貯蔵、譲渡等の疑い～

愛知労働局（局長 小林洋子）は、令和 7 年 1 月 16 日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

(1) サーライン株式会社

(本店所在地：愛知県名古屋市港区須成町^{すなり} 事業内容：産業廃棄物収集運搬業)

(2) 代表取締役 A

2. 被疑条文

被疑者サーライン株式会社、被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反

同 法 第 22 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）

同 法 第 55 条（製造等の禁止）

労働安全衛生施行令 第 16 条

石綿障害予防規則 第 14 条第 1 項（石綿等の切断等の作業等に係る措置）

石綿障害予防規則 第 32 条第 1 項（容器等）

同 法 第 116 条（罰則）

同 法 第 119 条第 1 号（罰則）

同 法 第 122 条（両罰規定）

3. 被疑内容

被疑者サーライン株式会社は、愛知県一宮市千秋町^{ちあきちようあさのはねあざにしみなみで}浅野羽根字西南出一宮センターを設置し、産業廃棄物の収集運搬業を営んでいたものであるが、同センターにおいて、その重量の 0.1 パーセントを超えて石綿を含有する疑いのある物（以下「石綿含有物」という。）に関する以下①～③の労働安全衛生法違反の疑いが認められたもの。

① 令和 5 年 8 月 10 日以降、石綿含有物を、石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすることなく貯蔵した。（労働安全衛生法第 22 条第 1 号、石綿障害予防規則第 32 条第 1 項）

② 令和 5 年 8 月 24 日、石綿含有物を労働者に重機で破砕させるにあたり、労働者に石綿粉じん用の呼吸用保護具を使用させなかった。（労働安全衛生法第 22 条

第1号、石綿障害予防規則第14条第1項)

- ③ 令和5年10月12日から令和5年12月18日の間に、石綿含有物を取引業者へ譲渡した。(労働安全衛生法第55条、労働安全衛生法施行令第16条)

4. 関係法条文

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生法第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二～四 略

(製造等の禁止)

労働安全衛生法第五十五條

黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のために製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

労働安全衛生施行令第十六條

法第五十五條の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿（以下略）

九 （前略）又は、第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

石綿障害予防規則第十四條

事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具・・・(中略)・・・を使用させなければならない。

2～5 略

石綿障害予防規則第三十二條

事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。

2～4 略

労働安全衛生法第百十六條（罰則）

第五十五條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

労働安全衛生法第百十九條（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 （前略）第二十条から第二十五条まで・・・(中略)・・・の規定に違反した者

二～四 略